

第3章

計画の理念・目標と体系

本章の内容

本章では、まず、第2章で整理した課題の解決に向けて、本市が目指す地域福祉の方向性を整理しています。

そして、それらの方向性を踏まえて、本計画の基本理念と基本目標を設定し、計画の体系をまとめています。

1 札幌市が目指す地域福祉の方向性



2 基本理念



3 基本目標



4 計画の体系

1 札幌市が目指す地域福祉の方向性

第2章における現状分析から洗い出された各課題を踏まえ、本市が目指すべき地域福祉の方向性を以下のとおり定めます。

(1) 地域共生社会の実現について

本市では、市民とその代表である議会、行政が力を合わせて、自分たちのまちづくりは自分自身で決めるという市民自治の考え方を基本としてまちづくりを進めてきました。

また、これまでの地域福祉社会計画の基本理念である「安心して暮らせるぬくもりのある地域福祉社会の実現」をもとに地域福祉に関する様々な施策を展開してきました。

国が新たに掲げた地域共生社会という考え方は、本市がこれまで行ってきた取組と方向性が異なるものではありません。今後は、国が示す体制整備方針も踏まえて、高齢者、障がいのある方、子どもを含む全ての市民が役割を持ち、地域づくりや生きがいづくりに参画し、助け合えるような住みよいまちづくりを目指していきます。

(2) 住民に身近な圏域での体制整備について

本市では、区役所や専門機関による相談・支援のほか、市区社会福祉協議会の支援のもと、福祉のまち推進センターが見守り活動や活動拠点での来所・電話相談、日常生活支援活動を推進してきました。

また、市区社会福祉協議会では、福祉のまち推進センターの調整機能の強化に向けて、地域福祉課題の解決調整の中核を担う活動者の養成に向けた取組を進めています。

本市では、これまで地域で育まれてきた福祉のまち推進センター、町内会、民生委員児童委員協議会¹²など住民主体の組織を中心とした地域づくりを目指します。

12【民生委員児童委員協議会（民児協）】民生委員・児童委員により構成される組織。本市では、市、区、地区のレベルで設置されている。個々の委員活動を支える役割を果たすとともに、課題別の部会を設置するなどにより組織的な活動も行われる。

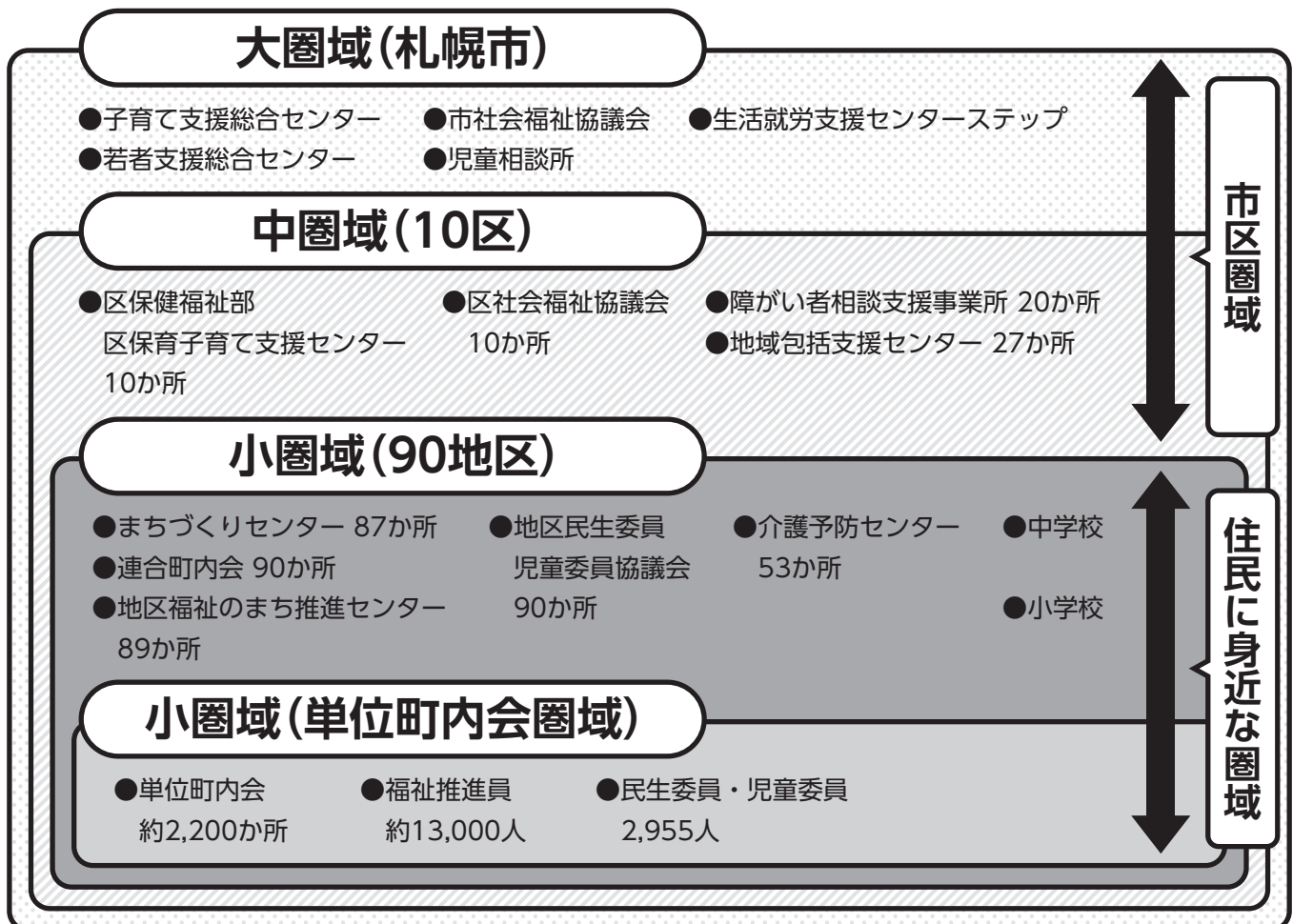
(3) 市区圏域での体制整備について

本市においても、疾病や障がい・介護、出産・子育てなど、人生において支援が必要となる典型的な要因を想定して、高齢者、障がいのある方、子ども、医療などの分野ごとに、支援体制の整備や各種関係機関とのネットワークづくりを進めてきたところです。

一方で、地域においてはニーズが多様化・複雑化しており、今後もその傾向が続くことが見込まれます。地域で解決することが難しい複合・複雑化した課題や制度の狭間の課題に対応するためには、適切な支援機関につなげ、関係機関と住民主体の組織が連携・協働して支援できる仕組みを整える必要があります。

本市では、深刻な課題が地域で埋没することのないよう、関係機関のみならず福祉のまち推進センターなどの住民主体の組織との連携により、必要とされる支援が包括的に行われるような体制を目指していきます。

【札幌市の圏域イメージ】



2 基本理念

これまでの第3期札幌市地域福祉社会計画では、「安心して暮らせるぬくもりのある地域福祉社会」という基本理念のもと計画事業を実施し、地域福祉を推進してきました。

これからも本市の地域福祉をより一層推進し、さらに、第2章で取り上げた本市の課題を克服していくため、この計画の基本理念を次のように定めます。なお、基本理念は、これまでの「安心して暮らせるぬくもりのある地域福祉社会」という考え方を引き継ぎながら、よりイメージがしやすいような表現へと見直しました。

**みんなで支え合い
住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるまち さっぽろ**

地域福祉の目的は、様々な事情により福祉サービスを必要とするようになっても、家族、友人、知人との関係を保ちながら、文化や趣味などの社会的活動に参加して、いきいきとその地域で暮らし続けることです。

その実現のためには、超高齢・人口減少社会の到来や住民相互の関係の希薄化により増えていく、地域での多様化・複雑化した地域課題に取り組んでいく必要があります。

こうした背景から、今後は、高齢者、障がいのある方、子どもを含む全ての市民が、それぞれの役割をもって地域づくりや生きがいづくりに参画し、助け合えるような住みよいまちづくりを目指していきます。

3 基本目標

本計画では、基本理念の実現に向けて、以下の3つの基本目標を設定します。

基本目標Ⅰ

市民が互いに支え合うぬくもりのある地域づくりを支援します

様々な要因による社会的孤立を防ぎ、多様化・複雑化する課題に対応するため、市民に助け合い・支え合いの意識を醸成し、地域福祉活動への主体的参加を推進していきます。

基本目標Ⅱ

**暮らしにくさや困りごとを抱えた市民に寄り添い
的確な支援ができる体制を整えます**

住民組織等での対応が難しい課題の解決が図られるよう、行政・専門機関による相談支援体制を整えていきます。

また、制度の狭間等の課題に対応する包括的な支援体制の構築に向けて今後検討を進めていきます。

基本目標Ⅲ

安全・安心で暮らしやすい環境づくりを進めます

高齢者や障がいのある方などを含む、市民の誰もが住み慣れた地域で暮らし続けられるように、生活環境の整備を進めていきます。併せて、災害時に備えた地域での支え合いの取組を推進していきます。

4 計画の体系

本計画で設定する基本目標を達成するため、本市は8つの施策を展開していきます。8つの施策に対応する主な取組については、第4章に掲載しています。

基本理念	基本目標	施策
みんなで支え合い 住み慣れた地域で 安心して暮らし 続けられるまち さっぽろ	I 市民が互いに支え合 うぬくもりのある地 域づくりを支援しま す	1 福祉のまち推進事業による地域福祉力の向上
		2 市民の主体的参加による地域福祉活動の推進
		3 重層的な見守りや支援活動のための支え合いネットワークの推進
	II 暮らしにくさや困り ごとを抱えた市民に 寄り添い的確な支援 ができる体制を整え ます	4 誰もが地域で自分らしくいきいきと暮らすことのできる体制の整備
		5 生活に困りごとを抱える方に対する支援体制の充実
		6 多様な地域福祉課題に円滑に対応する相談支援体制の充実
	III 安全・安心で暮らし やすい環境づくりを 進めます	7 市民にやさしい生活環境づくりの推進
		8 災害時にも強い地域づくりの推進